

【電気事業法】 使用前安全管理審査

使用前安全管理審査を受けなければならない時期が「前回の通知を受けた日から **3年3月** を超えない時期」である場合に、その時期が **令和2年4月10日から9月30日までの間に満了する方は**、「前回の通知を受けた日から **3年7月** を超えない時期」に延長されます。

＜元の受審時期＞

【前回の通知を受けた日から
3年3月 を超えない時期】
(規則第73条の6第1号)

令和2年4月10日から
9月30日までの間に満了

＜延長後の受審時期＞

前回の通知を受けた日から
3年7月 を超えない時期

(例) 令和2年6月30日に時期が満了

前回の通知を
受けた日

元の受審時期 (3年3月)

4月延長

(3年7月)

H.29.4.1

R2.6.30

R2.10.31

【使用前自主検査を行う時期】
(規則第73条の6第3号)

延長なし (※)

※ 受審時期が「使用前自主検査を行う時期」(規則第73条の6第3号) に該当する事業者は、今回の措置による時期の延長はありません。具体的な受審時期や対応については、安全管理審査を行う産業保安監督部又は登録安全管理審査機関にご相談ください。

【電気事業法】 定期安全管理審査

定期安全管理審査を受けなければならない時期が
「前回の通知を受けた日から○年3月を超えない時期」である場合に、
その時期が令和2年4月10日から9月30日までの間に満了する方は、
「前回の通知を受けた日から○年7月を超えない時期」に延長されます。

＜元の受審時期＞

【前回の通知を受けた日から
○年3月を超えない時期】

(規則第94条の5第1項第1号～第3号、
第94条の5第2項第1号・第2号)

＜延長後の受審時期＞

前回の通知を受けた日から
○年7月を超えない時期

令和2年4月10日から
9月30日までの間に満了

(例) 「3年3月を超えない時期」の事業者で、令和2年6月30日に時期が満了

前回の通知を
受けた日

H.29.4.1

元の受審時期 (3年3月)

R2.6.30

4月延長

(3年7月)

R2.10.31

【定期事業者検査を行う時期】

(規則第94条の5第1項第5号・第6号)

延長なし (※)

(※) 別途、定期事業者検査の時期変更承認の申請をすることが可能です。要件等の詳細は、下記URLをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200407.html